

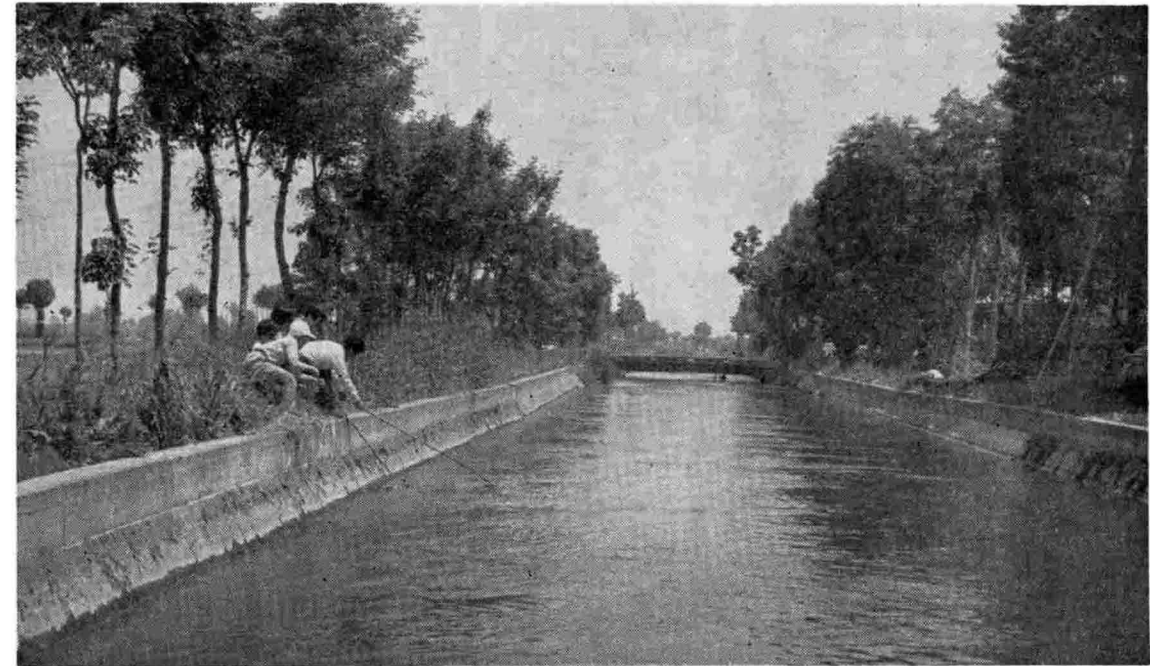
# 広報 なかのしま

6月号 南蒲原郡中之島村役場

## 人口のうごき

5月1日現在

( ) 内は4月1日との比較
人口 11,542人 (-19)
男 5,593人 (-16)
女 5,949人 (-3)
世帯数 2,177 (+5)



発行 南蒲原郡中之島村役場

## 危険な用水路での遊び 子供を水から守りましょう

6~7月ころになりますと、毎年子供の水死事故が各地で多く発生しております。農業用水路等の水かさも増しており、子供の1人遊びや、川沿いでの遊びについては、水死事故を誘発する原因となりますので充分注意して下さい。

子供の水死事故については、水深0.5メートル位でも、事故が発生するといわれております。

### 今月の納税

- △ 村民税1期分
- △ 軽自動車税臨時分
- △ 国民健康保険税2期分
- △ 保育料6月分

### 主なもの

- 村報発刊によせて.....(2)
- 役場機構改革を実施.....(3)
- 上水道給水区域7月より見附市へ.....(4)
- 老人医療費の受給資格の枠が広がります.....(5)
- 妊産婦、乳児の医療費無料化.....(6)

## 四月から

### 妊産婦、乳児の医療費無料

#### 申請は早めに

村では、本年四月より妊産婦と乳児の医療費の無料化と、母子の栄養食品等の支給を実施しました。

これまで村では、妊産婦や乳児の健康管理をはかるため、妊婦検診や、母子栄養食品の支給などを一部実施してきました。しかし、本村の死産率が依然として高く、過去三ヶ年間連続して県の平均を大きく上まわっており、これをさらに大巾に改善をはかることからこの制度の実施にふみきました。

今回の実施は、これらの予防対策として、妊産婦と乳児疾病の早期発見と早期治療をはかり、先天性異常児の発生予防、更に乳児死亡の減少をはかることを主眼としております。

また、新婚期の事前指導として婚姻届においてになった方にも、新婚期における教育や、妊娠中の心得として、「不幸な子供を産まない」と言う指導教書を配布しております。

なお、これに要する事業費として、本年度当初予算で一千九百十八万四千円を予算化されました。

「医療費助成制度のあらまし」

#### うけられる者

村内に住所を有する妊産婦および乳児の保護者に限る。

#### うけられる期間

妊産婦の場合  
妊娠の届けをした翌月の一日から出生した翌月の末日まで。

乳児の場合  
出生届けの日から満一才に達した月の末日まで。

#### 助成額

※ 手続その他、ご不明の点は保健衛生課へお問い合わせ下さい。

## ゴミ搬出について

これから時期的に物の腐敗が早くなり、長く放置しておきますと、悪臭やハエの発生源となりますので、ゴミの搬出については、お互いに収集日程を充分認識され、さだめられた時間内に搬出されるようお願い致します。

◎ 搬出上の注意  
ゴミを搬出される時は、もえるゴミと、もえないゴミを混入しないよう区分し極力小さくして丈夫な肥料袋、木箱、ダンボール箱等に入れ散乱しないようにして出して下さい。

### ゴミ収集日程表

もえないゴミの収集		もえるゴミの収集	
収集日	地区別	収集日	地区別
毎月第1及び第3月曜日	中之島学区(真弓、野口を除く)全域	毎週月曜日と木曜日	中通学区、中野学区、西所学区の全域
	中通学区、中野学区		中之島学区の内、真弓、野口、鶴亀の部落
毎月第2及び第4月曜日	中条学区、信条学区、三沼学区、西所学区の全域	毎週火曜日と金曜日	中条学区、修条学区、三沼学区の全域
	中之島学区の内、真弓、野口の部落		中之島学区(真弓、野口、鶴亀の部落を除く)全域、上通学区の全域

#### ◎ ゴミの搬出時間

各地区とも、おおむね午前八時頃までに集積場所へ出して下さい。

## 児童手当の現況届は

### はやめに

児童手当の支給を受けておられる方は、毎年一回六月一日から六月三十日までの間に、児童手当現況届を必ず役場へ提出しなければなりません。

もし、この届が提出されなくても、支給を受ける資格があっても、六月からの児童手当の支給を受けることができなくなりますからご注意ください。

なお、四月から支給対象となる児童の範囲が拡大されました。詳細については住民福祉課へお問い合わせ下さい。

## 北陸地方三ヶ月予報(六、七、八月)

### 新潟地方気象台発表

#### 予報の概要

この夏は天候の変動が大きく、暑さは長続きしない見込み。低温や日照不足、集中豪雨などのおそれがあり警戒が必要。また梅雨期の前線活動も例年より活発で、各地で大雨が降りやすい見込み。

「六月」 梅雨前線が接近して上旬中に梅雨入り(平年十二日、昨年八日)。その後晴天が多くなるだろう。梅雨らしくなるのは下旬に入ってからで、月末には大雨の降る所がある見込み。

「七月」 前線の活動がしばしば活発となり、各地で大雨が降るが、前線が一時北上して夏らしくなる時期と、南下して冷涼な天候となる時期がある見込み。梅雨明け(平年十八日、昨年十九日)はやや遅れ下旬になるだろう。気温はかなり低い時期と高い時期が現われる見込みだが、平均では並み。降水量はかなり多く、日照はやや少ない見込み。

「八月」 夏型の気圧配置は変動しやすく、かなり暑い日もあがるが、長続きしないだろう。また前線の影響を受けやすく冷涼な曇雨天の日もあり、北部では大雨のおそれがある。

# 村報発刊によせて

### 中之島村長 齋藤恭三



昔から「仕付半作」と言われて田植が終わると収穫の半分は難儀は終わったとされたわけでありましたが、村内約三千ヘクタールの田も青田と化し、やれ一安

心という今日この頃となりました。順調な天候から、豊作の予感も、幸先良好と存じます。さて、村の行政の仕事も、時代が進むにつれて、ますます多様化し、多極化して参りました。情報化時代といわれる今日、それだけ、村民の皆さんから知っておいていただかなければならぬ事柄、一方、お知らせする義務のある事柄等も、多くあるわけがあります。従来は、「公民官報なかのしま」に併合して載せてまいりましたが、なにかぶん回数少ない発刊で、時期はずれの記事にいたり、事件の省略もあるというなど、村民の皆様にはご迷惑をおかけしてまいりました。そこで、このたび役場事務の機構改革をいたし、新しく企画課を新設し、その中で、行政ベースの村報を刊行、村民サービスにとめることにいたしました。なお、従来の「公民官報なかのしま」は、名称を変え今までもおりに公民館関係、社会教育関係の内容にしぼり、継続する考えであります。なにとぞ一層のご指導、ご協力をお願いし、発刊のあいさつといたします。

## 五月臨時議会

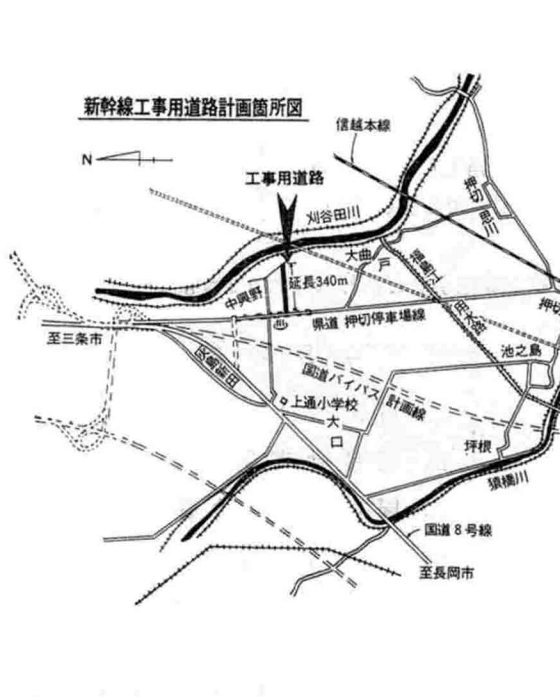
### 新幹線工専用道路費を補正

#### 新しい常任委員決る

昭和四十八年第三回臨時議会が、五月十日に村議場で開催されました。この議会には、新幹線工専用道路受託工事費等の補正予算をはじめ、任期満了に伴う各常任委員会等の委員の選任を終了しました。主な議員は次のとおりです。一般会計補正(第一号)の補正では新幹線工専用道

路受託工事費として、「二千八百七十三万四千円」を補正しました。これは、本村南端(池之島から大曲戸を通過し中興野に至る区間)を通過する上越新幹線工事に伴い、日本鉄道建設公団が工専用道路の必要性から中之島村に協力要請があったもので

位置は、中之島村大字中興野地内の村道中興野灰島四号線(県道押切停車場から刈谷田川堤防まで)で、長さは三百四十五メートルです。これを市員八・五メートルに拡幅改良し、工専用資材の運搬道路として利用するものです。また、新幹線の工事が完了した後は中之島村都市計画道路として利用することになっております。



新しい常任委員等の構成

- 総務文教委員会
  - 委員長 松井 弘
  - 副委員長 大竹 良
  - 委員 石田 昭一
- 社会土木常任委員会
  - 委員長 山崎 正二
  - 副委員長 大久保 兵三郎
  - 委員 田中 岩雄、遠藤 次郎、高木 三郎、吉田 誠、山崎 孝一
- 産業常任委員会
  - 委員長 中島 栄吉
  - 副委員長 佐々木 順平
  - 委員 下田 順策、佐々木 順策、山崎 敬次、山崎 征一郎、松本 昭一、羽田 嘉蔵
- 大竹邸保存会
  - 委員 下田 順策、佐々木 順策、山崎 敬次、山崎 征一郎、松本 昭一、羽田 嘉蔵

## 役場機構改革を実施

### 住民サービスの向上をはかるため

村民サービスの向上と、複雑化する行政事務の合理化をはかるため、四月一日付で、役場の機構改革が実施され新しく企画課等が新設されました。役場では、最近における、行政需用の多様化や、行政事務の合理化をはかるため、昨年から研究委員会等を設置して検討してきましたが、このほど成案をえたので実施されたものです。そのないよりは、総務課が廃止されて、庶務課に、民生課と住民課が廃止されて、衛生課を一本にした保健衛生課の設置、さらに、児童福祉や老人福祉、年金などをまとめて、住民福祉課の設置、また、村の総合開発計画や財政を中心とした企画課がそれぞれ新設されました。設置された課名と主な仕事の内容は次のとおりです。

企画課
村の総合企画、調整に関すること。
長岡、小出地域広域市町村圏

建設課
各種工事の測量、設計執行に

議事全般に関すること。
農業者の調査に関するこ
固定資産税全般に関するこ
目的税等に関すること。
村税、国民健康保険税及びそれに係る税外諸収入の徴収に関すること。
その他税務全般に関すること。
産業課
農林水産業の振興等に関すること。
主要食糧の生産調整及び売渡
農作物の病害虫防除及び鳥害
農地、農業用施設並びにその
災害復旧に関すること。
農業復興地域整備等に関する
こと。
農業用水対策に関すること。
家畜等に関する一切のこと。
畜産公害の防止に関するこ
と。
工場誘致に関すること。
商工、鉱業振興等に関するこ
と。
融資委員会及び国民金融公庫
に関すること。
計量器の検査及び火薬類の許
可申請に関すること。
観光に関すること。
農業委員会に関すること。
その他産業全般に関するこ
と。
議会事務局

住民サービスの向上と、複雑化する行政事務の合理化をはかるため、四月一日付で、役場の機構改革が実施され新しく企画課等が新設されました。役場では、最近における、行政需用の多様化や、行政事務の合理化をはかるため、昨年から研究委員会等を設置して検討してきましたが、このほど成案をえたので実施されたものです。そのないよりは、総務課が廃止されて、庶務課に、民生課と住民課が廃止されて、衛生課を一本にした保健衛生課の設置、さらに、児童福祉や老人福祉、年金などをまとめて、住民福祉課の設置、また、村の総合開発計画や財政を中心とした企画課がそれぞれ新設されました。設置された課名と主な仕事の内容は次のとおりです。

建設課
各種工事の測量、設計執行に

議事全般に関すること。
農業者の調査に関するこ
固定資産税全般に関するこ
目的税等に関すること。
村税、国民健康保険税及びそれに係る税外諸収入の徴収に関すること。
その他税務全般に関すること。
産業課
農林水産業の振興等に関すること。
主要食糧の生産調整及び売渡
農作物の病害虫防除及び鳥害
農地、農業用施設並びにその
災害復旧に関すること。
農業復興地域整備等に関する
こと。
農業用水対策に関すること。
家畜等に関する一切のこと。
畜産公害の防止に関するこ
と。
工場誘致に関すること。
商工、鉱業振興等に関するこ
と。
融資委員会及び国民金融公庫
に関すること。
計量器の検査及び火薬類の許
可申請に関すること。
観光に関すること。
農業委員会に関すること。
その他産業全般に関するこ
と。
議会事務局

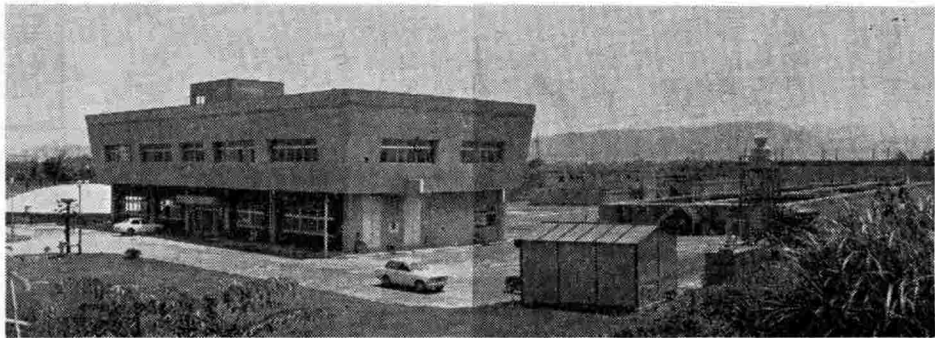
# 村の上水道給水区域

## 七月一日より見附市へ

村の上水道は、昭和三十五年二月に事業認可を経て、昭和三十七年十二月から皆さんの生活用水として、過去十年間にわたって給水してまいりましたが、施設の老朽化と水質の悪化などにより、県の指導もあって、両市村の合意にもとづき本年七月一日より、見附市の給水区域へ編入になります。

いま見附市の水道事業第三次拡張計画の中に、中之島村全域を給水区域とした計画が次のように進められております。

- 一、計画目標年次  
昭和五十七年度
- 二、計画給水人口  
六万一千八百人
- 三、計画一日当り最大配水量  
四万七千立方メートル
- 四、工事期間  
昭和四十八年度から昭和五十三年度まで
- 五、総事業費  
十六億六千万円
- 六、工事概要  
取水源は、刈谷田川の水量不足と、汚染などを考慮して、信濃川から一日当り最大二万三千立方メートルを取水し、沈砂池で砂をのぞい



見附市青木浄水場

たあとで、導水ポンプで青木

浄水場へ圧送いたします。  
青木浄水場では、刈谷田川から、一日当り最大一万九千三百二十五立方メートルを取水した水と混合したうえ、急速ろ過にかけ、塩素消毒をし

て給水されます。  
この計画により、見附市青木浄水場より送水管が接続されて、中之島村に給水されるまでの期間は、島田浄水場が運転されます。

## 中之島線など工事に着手 都市計画事業として

市街化区域内の環境保全と整備開発を図るため、さきに都市計画施設として計画の決定をした道路、中之島線と中央都市下水路の二施設の一部を本年度中に事業認可を経て、国の補助事業の対象として工事に着手する計画がまきました。

### ◎ 都市計画道路中之島線

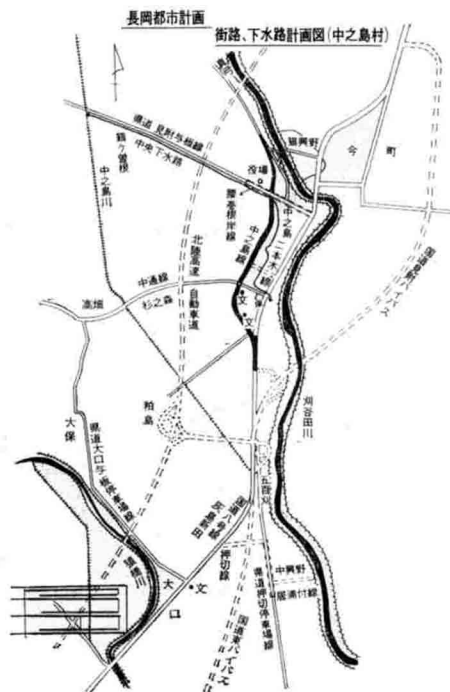
この道路は、将来住居地域内の整備開発や、高速道路、国道バイパス等の建設によってこれらをつなぐ重要な役割をはたす重要な路線となります。

そのため、道路巾員については二車線で十六メートルを確保し、その中に車道十メートル、歩道六メートル（両側）を作る計画です。

### ◎ 都市計画下水路

中央都市下水路についても、将来住居地域内の整備開発が進むにつれて、附近の農業用水路

の汚染が充分考えられます。早急にこれを防止し、併せて水質の保全と公衆衛生保持の面からこの都市下水路は重要性を持っております。そのため、側溝巾員については約一・五メートルから三メートルとし、三面コンクリートで施行する計画です。



**!!皆んなの力で  
きれいな川を!!**

住みよいかかる環境を作るには、昔から太陽と水といわれております。最近これらのきれいな信濃川や、刈谷田川等の水もゴミが浮いたりして大変よくております。

川にゴミを捨てるのは、一部の心ない人だけが絶対にやめてほしいものです。

川にゴミを捨てることは、単に美観をそねるだけではなく、悪臭などで附近の住民に大きな迷惑をおよぼします。また、汚れた川や堤防の「カタ」にゴミを捨てておきますと、伝染病の発生源ともなりかねません。川は皆んなのもので、川や堤防は皆んなの力で「いつも美しく」、「いい」の場所とするため、ゴミを捨てないようにご協力下さい。

## 老人医療費

### 受給資格のわくが

#### 広がります

#### 七月一日より

老人の健康増進と福祉向上を図るために、本年一月から、老人医療の無料化が実施されました。

本村では、四月末日現在で七百二十三件の受給者証が交付され、老人の健康保持に大きな役割をはたしております。

老人医療費の支給を受けることの出来る人は、七十才以上の老人で、期間は毎年七月一日から翌年の六月三十日までの一か年で、支給対象者は毎年五月中に更新の手続きをすることになっており、本年度の更新事務はすでに終わりました。

ただし、ことし新しく受給年令（七十才以上）に達して、支給対象者として認定された方は、六月三十日までに受給者証が交付されます。

また、所得制限等で受給対象者とならなかった方や、その制限がとかれて、新しく受給対象者となられた方には、その旨ご通知致します。

いままでもお使いになった医療費受給者証は六月三十日限りで使用できませんので、七月一日以降、至急役場住民福祉課へお返し下さい。

受給のための所得限度額 (単位 円)

所得 限度額 扶養 者数	所得限度額(7月1日から)			
	本人の所得		扶養義務者の所得	
	現行	改正後	現行	改正後
0人	380,000	430,000	1,323,625	4,710,000
1人	505,000	520,000	1,518,625	4,910,000
2人	640,000	660,000	1,653,625	5,050,000
3人	775,000	800,000	1,788,625	5,190,000
4人	910,000	940,000	1,923,625	5,330,000

なお、老人医療福祉法の一部改正によって、老人医療費の受給資格のわくが、次の表のとおり広がりました。

## 家庭裁判所の出張家事相談を開設

新潟家庭裁判所長岡支部と、長岡地区調停協会の主催によって、昭和四十八年六月二十二日午前十時から午後三時までの間、見附市今町の公民館において、家庭裁判所の出張家事相談が開設されます。

家庭内の問題からだの病気と同じく予防と早期治療が大切です。親子、親族間の問題、相続、扶養、遺言あるいは夫婦間のなやみごと、男女間のもめごと、その他家庭内のいろいろな問題について、無料で相談を受けますから、お困りのかた、家庭問題についての法規を知りたいかたは遠慮なくお気軽においでください。

相談内容については秘密を厳守し、手数料は無料です。

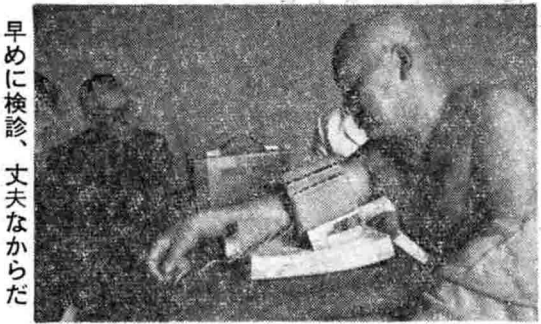
なお、家事相談は、新潟家庭裁判所長岡支部において日曜、祭日を除き毎日無料で行なわれております。(土曜は正午まで)

## 心配ごと相談所

あなたは、一人で心配ごとを悩んでいませんか。早いうちに相談してみませんか。

中之島村役場相談室  
生活相談、医療相談、家事相談、児童相談、老人相談、職業相談、その他

- 一、相談日  
毎月一日、十日、二十日
  - 二、時間  
午後一時から午後三時まで
- ※ 秘密は、厳守しますので、お気軽においで下さい。



早めに検診、丈夫なからだ